

○尼崎市指定管理者選定委員会条例

平成25年10月9日

条例第56号

改正 平成25年12月27日 条例第82号 平成26年6月30日 条例第31号

平成28年10月14日 条例第53号 平成30年3月26日 条例第26号

平成30年7月9日 条例第43号 平成30年10月29日 条例第54号

令和元年6月27日 条例第9号 令和2年3月10日 条例第16号

令和3年12月23日 条例第30号 令和4年6月30日 条例第29号

令和5年3月13日 条例第21号 令和5年12月21日 条例第45号

(設置)

第1条 本市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)のうち別表第1に掲げる施設(以下「指定管理者対象施設」という。)の管理を行う指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の指定を受けるべき者(以下「指定管理者予定者」という。)の選定に関する事項を調査審議させるため、市長(尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。))が管理する指定管理者対象施設に係るものにあつては、教育委員会。以下同じ。)の附属機関として、別表第2に掲げる施設ごとに尼崎市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、指定管理者予定者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市立身体障害者デイサービスセンター指定管理者選定協議会設置要綱(以下「デイサービスセンター要綱」という。)の規定により置かれている

尼崎市立身体障害者デイサービスセンター指定管理者選定協議会(以下「選定協議会」という。)は、第1条の規定により置かれた委員会(尼崎市立身体障害者デイサービスセンター(以下「デイサービスセンター」という。)に係るものに限る。)とみなす。

- 4 前項の規定は、この条例の施行の際現に総合老人福祉センター指定管理者選定委員会設置要綱(以下「総合老人福祉センター要綱」という。)の規定により置かれている総合老人福祉センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)について準用する。この場合において、同項中「尼崎市立身体障害者デイサービスセンター(以下「デイサービスセンター」とあるのは、「尼崎市立老人福祉センター(総合老人福祉センターに限る。以下「総合老人福祉センター」と読み替えるものとする。
- 5 この条例の施行の際現にデイサービスセンター要綱の規定により選定協議会の構成員として委嘱されている者は、第2条第2項の規定により委員会(デイサービスセンターに係るものに限る。)の委員として委嘱された者とみなす。
- 6 前項の規定は、この条例の施行の際現に総合老人福祉センター要綱の規定により選定委員会の委員として委嘱されている者について準用する。この場合において、同項中「デイサービスセンターに」とあるのは、「総合老人福祉センターに」と読み替えるものとする。

付 則(平成25年12月27日条例第82号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、(中略)付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年6月30日条例第31号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年10月14日条例第53号)
この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月26日条例第26号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

付 則(平成30年7月9日条例第43号)
この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年10月29日条例第54号)
この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年6月27日条例第9号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条(中略)及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(委任)

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

付 則(令和2年3月10日条例第16号)
この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年12月23日条例第30号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和4年6月30日条例第29号)抄
(施行期日)

- 1 (前略)第4条及び次項から付則第7項までの規定は、公布の日から施行する。

(委任)

- 7 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措

置は、市長が定める。

付 則 (令和5年3月13日 条例第21号) 抄
(施行期日)

- 1 (前略)第3条(中略)の規定は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年12月21日 条例第45号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

(平25条例82・平26条例31・平28条例53・平30条例26・平30条例43・平30条例54・
令元条例9・令2条例16・令3条例30・令4条例29・令5条例21・令5条例45・一部改正)

1	尼崎市立女性・勤労婦人センター
2	尼崎市立園田東会館
3	尼崎市立地域総合センター上ノ島(以下「総合センター上ノ島」という。)
4	尼崎市立地域総合センター神崎(以下「総合センター神崎」という。)
5	尼崎市立地域総合センター水堂本館及び尼崎市立地域総合センター水堂分館(以下「総合センター水堂」という。)
6	尼崎市立地域総合センター今北(以下「総合センター今北」という。)
7	尼崎市立地域総合センター南武庫之荘(以下「総合センター南武庫之荘」という。)
8	尼崎市立地域総合センター塚口(以下「総合センター塚口」という。)
9	尼崎市立中央北生涯学習プラザ(以下「中央北生涯学習プラザ」という。)
10	尼崎市立小田北生涯学習プラザ及び尼崎市立小田南生涯学習プラザ(以下「小田生涯学習プラザ」という。)
11	尼崎市立大庄北生涯学習プラザ及び尼崎市立大庄南生涯学習プラザ(以下「大庄生涯学習プラザ」という。)
12	尼崎市立立花北生涯学習プラザ及び尼崎市立立花南生涯学習プラザ(以下「立花生涯学習プラザ」という。)
13	尼崎市立武庫東生涯学習プラザ及び尼崎市立武庫西生涯学習プラザ(以下「武庫生涯学習プラザ」という。)
14	尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザ(以下「園田生涯学習プラザ」という。)
15	デイサービスセンター
16	尼崎市墓園及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場(以下「墓園等」という。)
17	尼崎市立すこやかプラザ
18	尼崎市立青少年いこいの家
19	尼崎市立ユース交流センター
20	本市が設置する市営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者用住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)のうち市域の北部に存する施設として規則で定める施設
21	市営住宅等のうち市域の南部に存する施設として規則で定める施設及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地
22	阪神尼崎駅前駐車場、尼崎市立城内地区自動車駐車場、尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場、尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場、中央公園、尼崎城址公園及び庄下川東広場(以下「阪神尼崎駅周辺公共施設」という。)
23	尼崎市立立花駅第1自転車駐車場、尼崎市立立花駅第2自転車駐車場、尼崎市立立花駅第3自転車駐車場、尼崎市立立花駅第4自転車駐車場、尼崎市立立花駅第5自転車駐車場、尼崎市立立花駅第6自転車駐車場、尼崎市立立花駅第7自転車駐車場、尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場及び尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場(以下「立花駅等自転車駐車場」という。)
24	尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場、尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場及び尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場(以下「JR尼崎駅等自転車駐車場」という。)

- | | |
|----|--|
| 25 | 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場(以下「出屋敷駅自転車駐車場」という。) |
| 26 | 橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚釣り公園(軟式野球場及び多目的運動広場に限る。)(以下「橘公園等」という。) |
| 27 | 尼崎市立魚釣り公園(魚釣施設及び駐車場に限る。以下「魚釣施設等」という。) |
| 28 | 尼崎市立北図書館 |
| 29 | 尼崎市立美方高原自然の家 |

備考 第5項、第10項から第14項まで、第16項、第20項から第24項まで、第26項及び第27項に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。

別表第2

(平25条例82・平26条例31・平28条例53・平30条例26・平30条例43・平30条例54・令元条例9・令2条例16・令4条例29・令5条例21・令5条例45・一部改正)

- | | |
|----|--|
| 1 | 尼崎市立女性・勤労婦人センター |
| 2 | 尼崎市立園田東会館 |
| 3 | 総合センター上ノ島、総合センター神崎、総合センター水堂、総合センター今北、総合センター南武庫之荘及び総合センター塚口 |
| 4 | 中央北生涯学習プラザ、小田生涯学習プラザ及び大庄生涯学習プラザ |
| 5 | 立花生涯学習プラザ、武庫生涯学習プラザ及び園田生涯学習プラザ |
| 6 | デイサービスセンター |
| 7 | 墓園等 |
| 8 | 尼崎市立すこやかプラザ |
| 9 | 尼崎市立青少年いこいの家 |
| 10 | 尼崎市立ユース交流センター |
| 11 | 市営住宅等及び尼崎市立尼崎稲葉荘団地 |
| 12 | 阪神尼崎駅周辺公共施設 |
| 13 | 立花駅等自転車駐車場、JR尼崎駅等自転車駐車場及び出屋敷駅自転車駐車場 |
| 14 | 橘公園等 |
| 15 | 魚釣施設等 |
| 16 | 尼崎市立北図書館 |
| 17 | 尼崎市立美方高原自然の家 |

備考 第3項から第5項まで、第7項及び第11項から第15項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。